



第101回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

平成30年6月27日（水曜日）午前10時

書面又はインターネット等による議決権行使期限
平成30年6月26日（火曜日）午後6時15分まで

場 所

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト3階
ステラホール

※株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席下さいますようお願い申し上げます。

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	業績連動型株式報酬制度における株式報酬等の額及び内容改定の件
第4号議案	当社グループ役職員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

証券コード 9069

目 次

■第101回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■事業報告	5
■連結計算書類	25
■計算書類	28
■監査報告書 謄本	31
■株主総会参考書類	34

(証券コード9069)
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都江東区潮見二丁目8番10号
センコーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 福 田 泰 久

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等の方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき平成30年6月26日(火曜日)午後6時15分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビル タワーウエスト3階 ステラホール
3. 目的事項
報告事項 1.第101期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
2.第101期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類
報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 業績連動型株式報酬制度における株式報酬等の額及び内容改定の件
第4号議案 当社グループ役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行
する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆様にご提供する書面のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.senkogrouphd.co.jp/ir/stock_info/general_meeting/) への掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.senkogrouphd.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### 1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

#### (1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

②パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、T L S 暗号化通信及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

④インターネットによる議決権行使は、平成30年6月26日（火曜日）の午後6時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

- (2) インターネットによる議決権行使方法について
- ①議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
  - ②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。
  - ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

# 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期の日本経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、個人消費や設備投資が堅調に推移し、緩やかに回復してまいりました。一方、海外経済も、米国やアジアの新興国などを中心に、堅調な回復基調が続いておりますが、地政学的リスクの影響もあり、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

主要事業である物流業界では、消費関連及び生産関連貨物を中心に好調な荷動きとなりましたが、ドライバーや作業員の不足、備車費などをはじめとする外注費、さらには燃料費などのコストアップもあり、厳しい経営環境が続きました。

このような中、当社グループは昨年4月から持株会社体制に移行するとともに、平成29年度を初年度とする中期経営5ヵ年計画「センコー・イノベーションプラン2021(SIP21)」をスタートさせました。

当期の主な取り組みは、以下のとおりであります。

物流事業では、4月に海運事業のさらなる拡大を図るため、JX金属グループの海上輸送を手掛ける「日本マリン株式会社」ならびに「栄吉海運株式会社」を、10月にはグループ車両勢力を増強して事業を拡大させるため、関東地区で貨物自動車運送事業などを営む「安全輸送株式会社」をそれぞれグループに迎えました。

物流センターは、4月に「四日市第2PDセンター」(三重県四日市市)、7月に「新小牧PDセンター」(愛知県丹羽郡)、12月に「広島PDセンター」(広島市安佐南区)をそれぞれ稼働いたしました。

また大手ドラッグストアの物流業務を拡大させるため、6月に「嵐山物流センター」(埼玉県比企郡)を、9月に青森県初の物流拠点となる「青森物流センター」(青森県五所川原市)を、10月に「新富士PDセンター」(静岡県富士市)を稼働いたしました。

さらに、ファッション物流の業務を拡大するため、1月に「藤井寺センター」(大阪府藤井寺市)を、3月に「習志野センター」(千葉県習志野市)を、また冷凍・冷蔵物流の業務拡大のため、2月に「広島支店第2センター」(広島県東広島市)を稼働いたしました。

海外におきましては、4月にシンガポールを拠点に国際航空・海上輸送事業などを営む「Skylift Consolidator(Pte)Ltd.」をグループに迎え、物流ネットワークの拡充と営業基盤の強化を図りました。

ベトナムでは、現地法人がホーチミン近郊で日系企業のフォワーディング業務を5月から本格的に開始するとともに、1月にベトナム初の物流センターとなる「フォーノイ・ロジスティクスセンター」を竣工いたしました。

また韓国では、10月に釜山新港で2棟目となる「NH-S ENKO物流センター」も稼働いたしました。

さらに3月には、タイの大手外食チェーングループの「MK Restaurant Group Public Company Limited」と合併で「M-Senko Logistics Co., Ltd.」を設立いたしました。今後はセンコーグループの技術やノウハウを活かし、タイ国内での冷凍・冷蔵物流事業を拡大させてまいります。

商事・貿易事業では、4月に株式会社スマイルがベトナムで現地法人を設立し、9月にはスリッパの製造・販売を営む「株式会社オクムラ」をグループに迎えました。製造企業をグループ化することで、商品開発力と価格競争力を向上していく考えです。

さらに、事業領域の拡大を図るため、7月に宮崎県で建設業などを営む「株式会社綾建設」を、9月にフィットネスクラブを運営する「株式会社ブルーアース（現 株式会社ブルーアースジャパン）」を、10月に介護予防サービス事業を営む「株式会社ビーナス」をそれぞれグループに迎えました。

生産体制の強化といたしましては、当社グループの直営車両を増強するとともに、環境負荷の低減とドライバー不足に対応するモーダルシフトを積極的に推進いたしました。

6月にはアパレルや住宅部材、食品などの長距離輸送をトラックから鉄道や船舶に転換した取り組みなどが評価され、日本物流団体連合会から「第18回物流環境大賞物流環境特別賞」を、11月には「平成29年度モーダルシフト取り組み優良事業者賞」をそれぞれ受賞いたしました。9月には、新たなモーダルシフトの取り組みが国土交通省の総合効率化計画に認定されました。

また、働きやすい職場づくりの一環として、全従業員が健康で生き生きと働き、いつまでも元気で幸せな生活を送ることを目指して、9月に「センコーグループ健康経営宣言」を制定し、2月には経済産業省と日本健康会議が共同で進める「健康経営優良法人2018～ホワイト500～」に認定されました。

なお、従来から連結子会社であった株式会社ランテックの出資比率を引き上げ、3月末に出資比率を98.7%とし、本年4月20日付で完全子会社といたしております。

当社グループの連結営業収益は、積極的な拡販を行ったこと、日本マリン株式会社や安全輸送株式会社などを連結子会社にしたことなどで、4,921億27百万円と対前期比8.1%の増収となりました。

利益面におきましては、拡販及び日本マリン株式会社や安全輸送株式会社などの連結子会社化による増益効果がありましたが、既存顧客の物量減少、備車費をはじめとする外注費や燃料価格の上昇、退職給付債務に係る数理計算上の差異によるコストアップなどにより、連結営業利益は170億87百万円と前期から5百万円の増益にとどまりました。また、連結経常利益は173億16百万円と対前期比0.1%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は95億3百万円と対前期比6.2%の増益となりました。

当期の業績をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

#### (物流事業)

日本マリン株式会社や安全輸送株式会社などの連結子会社化による増収に加え、前年度に開設した大型設備や大手ドラッグストアをはじめとする小売・量販関係の拡販などで、事業収入は3,477億52百万円と対前期比9.4%の増収となりました。

#### (商事・貿易事業)

燃料の販売価格上昇による増収や新規拡販に加え、株式会社オクムラの連結子会社化で、事業収入は1,393億17百万円と対前期比4.9%の増収となりました。

#### (その他事業)

コールセンター事業の増収などで、事業収入は50億58百万円と対前期比10.4%の増収となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました当社グループの設備投資の主なものは、以下のとおりであります。

### ①当期中に完成した主要設備

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| センコー(株)新小牧PDセンター   | (愛知県丹羽郡・延床面積 27,928.24㎡)  |
| センコー(株)広島PDセンター    | (広島市安佐南区・延床面積 24,447.61㎡) |
| (株)ランテック広島支店第2センター | (広島県東広島市・延床面積 9,481.19㎡)  |

### ②当期中において継続中の主要設備の新設、拡充

|                  |           |
|------------------|-----------|
| (株)ランテック大阪支店     | (大阪市住之江区) |
| センコー(株)東富士PDセンター | (静岡県富士市)  |
| (株)ランテック福岡支店     | (福岡県糟屋郡)  |
| センコー(株)加須PDセンター  | (埼玉県加須市)  |

### ③当期中に実施した重要な固定資産の売却

|                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| センコー(株)加須PDセンター   | (埼玉県加須市・延床面積 48,249.11㎡)  |
| センコー(株)北関東PDセンター  | (群馬県太田市・延床面積 28,717.90㎡)  |
| センコー(株)泉北第2PDセンター | (大阪府泉大津市・延床面積 27,326.94㎡) |

## (3) 資金調達の状況

設備投資資金に充当するため、平成29年9月19日開催の取締役会決議に基づき、平成29年10月27日に「第7回無担保社債」100億円を発行いたしました。

## (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

### ①新たに連結子会社とした主な会社

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 日本マリン株式会社 | (東京都港区・出資比率60.0%)   |
| 栄吉海運株式会社  | (岡山県玉野市・出資比率60.0%)  |
| 安全輸送株式会社  | (横浜市戸塚区・出資比率100.0%) |
| 株式会社オクムラ  | (大阪市浪速区・出資比率100.0%) |

### ②株式の追加取得を行った主な連結子会社

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 株式会社ランテック | (福岡市博多区・出資比率98.7%)  |
| 株式会社スマイル  | (東京都江東区・出資比率100.0%) |

## (5) 対処すべき課題

今後の日本経済は、企業業績の拡大や雇用情勢の改善を背景に、引き続き設備投資・個人消費が増加し、景気を下支えしていくものと思われます。

一方、物流業界におきましては、労働力不足などを背景としたコストの増加や競争の激化など、経営環境はさらに厳しさを増していくものと思われます。

このような環境の中、当社グループは中期経営5ヵ年計画の2年目の年として、「事業領域の拡大」、「生産体制の強化」、「収益力の強化」などに取り組んでまいります。

事業領域の拡大といたしましては、3温度帯物流をはじめ流通ロジスティクス分野を中心に国内外で物流センター事業をさらに拡大してまいります。

生産体制の強化といたしましては、労働環境の改善などを図り、人材の確保と育成を強化しながら、直営車両の増強をさらに進めてまいります。

収益力の強化といたしましては、燃料費や備車費をはじめとする外注費などのコストアップに対応するため、取引条件の見直しや料金改定を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

**(6) 財産及び損益の状況の推移**

| 区 分                                                | 平成26年度<br>第98期 | 平成27年度<br>第99期 | 平成28年度<br>第100期 | 平成29年度<br>(当期)第101期 |
|----------------------------------------------------|----------------|----------------|-----------------|---------------------|
| 営 業 収 益<br><small>百万円</small>                      | 398,447        | 434,000        | 455,435         | 492,127             |
| 経 常 利 益<br><small>百万円</small>                      | 13,234         | 17,178         | 17,301          | 17,316              |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益<br><small>百万円</small> | 7,073          | 8,542          | 8,950           | 9,503               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br><small>円</small>             | 55.06          | 60.43          | 61.67           | 62.64               |
| 総 資 産<br><small>百万円</small>                        | 285,309        | 269,461        | 285,958         | 334,417             |
| 純 資 産<br><small>百万円</small>                        | 92,743         | 100,009        | 114,090         | 118,056             |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

**(7) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)**

| 部 門             | 主 要 な 事 業 内 容                                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ① 物 流 事 業       | 貨物自動車運送事業、鉄道利用運送事業、海上運送事業、国際運送取扱業、倉庫業、荷主の構内における原材料及び製品の包装・移動等の作業、物流センターの運営等 |
| ② 商 事 ・ 貿 易 事 業 | 石油販売、商事販売及び貿易事業等                                                            |
| ③ そ の 他 事 業     | 情報処理受託業、自動車修理事業、保険代理業等                                                      |

## (8) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

| 会 社 名                           | 資 本 金                     | 当社の<br>出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容          |
|---------------------------------|---------------------------|-------------|------------------------|
| セ ン コ ー 株 式 会 社                 | 10,000 <small>百万円</small> | 100.0 %     | 貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業 |
| 株 式 会 社 ス マ イ ル                 | 570 <small>百万円</small>    | 100.0 %     | 包装資材製造販売業及び卸売業         |
| 株 式 会 社 ラ ン テ ッ ク               | 519 <small>百万円</small>    | 98.7 %      | 貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業 |
| セ ン コ ー 商 事 株 式 会 社             | 300 <small>百万円</small>    | 100.0 %     | 石油類・情報処理機器等の販売         |
| セ ン コ ー エ ー ラ イ ン ア マ ノ 株 式 会 社 | 300 <small>百万円</small>    | 100.0 %     | 貨物自動車運送事業、倉庫業及び小運搬構内作業 |
| 日 本 マ リ ン 株 式 会 社               | 300 <small>百万円</small>    | 60.0 %      | 内航・外航海運事業              |
| ア ス ト 株 式 会 社                   | 100 <small>百万円</small>    | 70.0 %      | 紙製品・日用雑貨品等の販売及び輸入      |
| 東 京 納 品 代 行 株 式 会 社             | 98 <small>百万円</small>     | 100.0 %     | 百貨店納品代行業、商品管理及び流通加工業   |
| ア ク ロ ス ト ラ ン ス ポ ー ト 株 式 会 社   | 20 <small>百万円</small>     | 100.0 %     | 貨物自動車運送事業、倉庫業及び物流加工業   |

- (注) 1. 出資比率は間接保有を含んでおります。  
2. 連結子会社は81社であります。  
3. 平成30年4月20日に株式会社ランテックの株式を追加取得し、完全子会社といたしました。

## (9) 主要な営業所等 (平成30年3月31日現在)

| 当 社   | 本 社           | 東京区江東区潮見二丁目8番10号                                                                                                                              |
|-------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子 会 社 | 物 流 事 業       | センコー株式会社 (大阪市北区)<br>株式会社ランテック (福岡市博多区)<br>センコーエーラインアマノ株式会社 (東京都江戸川区)<br>日本マリン株式会社 (東京都港区)<br>東京納品代行株式会社 (千葉県市川市)<br>アクロストラנסポート株式会社 (東京都港区) 等 |
|       | 商 事 ・ 貿 易 事 業 | 株式会社スマイル (東京都江東区)<br>センコー商事株式会社 (東京都江東区)<br>アスト株式会社 (大阪府中央区) 等                                                                                |
|       | そ の 他 事 業     | センコー情報システム株式会社 (大阪府八尾市) 等                                                                                                                     |

(10) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

| 従業員数    | 前期末比増減  |
|---------|---------|
| 14,745名 | 1,856名増 |

②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減  | 平均年齢   | 平均勤続年数  |
|------|---------|--------|---------|
| 79名  | 2,801名減 | 47才5ヶ月 | 16年10ヶ月 |

(注) 当社は、平成29年4月1日付で持株会社体制へ移行したため、当期末の従業員数は、前期末に比べ大幅に変動しております。

(11) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 12,227百万円 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 12,078百万円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 10,502百万円 |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 294,999,000株  
(2) 発行済株式の総数 152,485,006株 (自己株式376,915株を除く)  
(3) 株主数 8,587名  
(4) 大株主

| 株主名                                | 持株数      | 持株比率   |
|------------------------------------|----------|--------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社               | 22,757千株 | 14.92% |
| 旭化成株式会社                            | 11,676千株 | 7.66%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                 | 8,444千株  | 5.54%  |
| 積水化学工業株式会社                         | 6,785千株  | 4.45%  |
| センコーグループ従業員持株会                     | 6,280千株  | 4.12%  |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                      | 4,252千株  | 2.79%  |
| いすゞ自動車株式会社                         | 4,039千株  | 2.65%  |
| STATESTREETBANK<br>ANDTRUSTCOMPANY | 3,992千株  | 2.62%  |
| 東京海上日動火災保険株式会社                     | 3,439千株  | 2.26%  |
| J.P.MORGANBANK<br>LUXEMBOURG S.A.  | 3,179千株  | 2.08%  |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、株式付与ESOP信託口及び役員報酬BIP信託口の保有する560,100株は、上記自己株式に含まれておりません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として交付された当社の取締役、社外取締役及び監査役の保有する新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

- ・新株予約権の数 405個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 405,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・取締役、社外取締役及び監査役の保有する新株予約権の区分別合計

| 区<br>分<br>(行使期間)                     | 取 締 役 |     | 社 外 取 締 役 |     | 監 査 役 |     |
|--------------------------------------|-------|-----|-----------|-----|-------|-----|
|                                      | 保有者数  | 個 数 | 保有者数      | 個 数 | 保有者数  | 個 数 |
| 第1回新株予約権<br>平成19年7月21日から平成39年6月30日まで | 3名    | 21個 | —         | —   | —     | —   |
| 第2回新株予約権<br>平成19年7月21日から平成39年6月30日まで | 2名    | 4個  | —         | —   | —     | —   |
| 第4回新株予約権<br>平成20年7月2日から平成40年6月30日まで  | 3名    | 22個 | —         | —   | —     | —   |
| 第5回新株予約権<br>平成20年7月2日から平成40年6月30日まで  | 2名    | 4個  | —         | —   | —     | —   |
| 第6回新株予約権<br>平成21年7月2日から平成41年6月30日まで  | 4名    | 26個 | —         | —   | —     | —   |
| 第7回新株予約権<br>平成21年7月2日から平成41年6月30日まで  | 3名    | 7個  | —         | —   | —     | —   |
| 第8回新株予約権<br>平成22年7月2日から平成42年6月30日まで  | 4名    | 31個 | —         | —   | —     | —   |
| 第9回新株予約権<br>平成22年7月2日から平成52年6月30日まで  | 3名    | 7個  | —         | —   | 1名    | 1個  |
| 第10回新株予約権<br>平成23年7月2日から平成43年6月30日まで | 5名    | 40個 | 1名        | 2個  | —     | —   |
| 第11回新株予約権<br>平成23年7月2日から平成53年6月30日まで | 3名    | 8個  | —         | —   | 1名    | 3個  |
| 第12回新株予約権<br>平成24年7月3日から平成44年6月30日まで | 5名    | 42個 | 1名        | 2個  | —     | —   |
| 第13回新株予約権<br>平成24年7月3日から平成54年6月30日まで | 3名    | 8個  | —         | —   | 2名    | 4個  |
| 第15回新株予約権<br>平成25年7月2日から平成45年6月30日まで | 5名    | 34個 | 1名        | 1個  | 1名    | 2個  |
| 第16回新株予約権<br>平成25年7月2日から平成55年6月30日まで | 3名    | 8個  | —         | —   | 2名    | 3個  |
| 第18回新株予約権<br>平成26年7月2日から平成46年6月30日まで | 5名    | 27個 | 1名        | 1個  | 1名    | 1個  |
| 第19回新株予約権<br>平成26年7月2日から平成56年6月30日まで | 3名    | 3個  | —         | —   | 2名    | 3個  |

| 区分<br>(行使期間)                         | 取締役  |     | 社外取締役 |    | 監査役  |    |
|--------------------------------------|------|-----|-------|----|------|----|
|                                      | 保有者数 | 個数  | 保有者数  | 個数 | 保有者数 | 個数 |
| 第20回新株予約権<br>平成27年7月2日から平成47年6月30日まで | 6名   | 26個 | 1名    | 2個 | 2名   | 4個 |
| 第21回新株予約権<br>平成27年7月2日から平成57年6月30日まで | 2名   | 4個  | —     | —  | 1名   | 1個 |
| 第22回新株予約権<br>平成28年7月2日から平成48年6月30日まで | 5名   | 18個 | —     | —  | 2名   | 2個 |
| 第23回新株予約権<br>平成28年7月2日から平成58年6月30日まで | 2名   | 2個  | —     | —  | 1名   | 1個 |
| 第25回新株予約権<br>平成29年7月4日から平成49年6月30日まで | 6名   | 17個 | —     | —  | 4名   | 4個 |
| 第26回新株予約権<br>平成29年7月4日から平成59年6月30日まで | 2名   | 8個  | 1名    | 1個 | —    | —  |

- (注) 1. 上表の各新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。  
2. 各新株予約権の行使価額は、全て、1株当たり1円であります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

①第25回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

- ・新株予約権の数 21個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 21,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 1株当たり589円
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成29年7月4日から平成49年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものといたします。
  - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人(新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。)は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものといたします。
  - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものといたします。
- ・新株予約権の取得条項
 

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。

・新株予約権の区分別交付状況

| 区 分   | 交 付 者 数 | 新 株 予 約 権 の 数 |
|-------|---------|---------------|
| 取 締 役 | 6名      | 17個           |
| 監 査 役 | 4名      | 4個            |

②第26回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数 77個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 77,000株  
(新株予約権1個につき1,000株)
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり1円
- ・新株予約権の行使期間 平成29年7月4日から  
平成59年6月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - ア. 新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権行使期間の満了日まで、新株予約権を行使できるものといたします。
  - イ. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができるものといたします。
  - ウ. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものといたします。
- ・新株予約権の取得条項  
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができます。
- ・新株予約権の区分別交付状況

| 区 分         | 交 付 者 数 | 新 株 予 約 権 の 数 |
|-------------|---------|---------------|
| 当 社 執 行 役 員 | 2名      | 2個            |
| 当 社 常 務 理 事 | 4名      | 4個            |
| 当社子会社の取締役   | 9名      | 24個           |
| 当社子会社の執行役員  | 23名     | 27個           |
| 当社子会社の常務理事  | 20名     | 20個           |

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成29年3月9日開催の取締役会決議に基づき発行した2022年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議の日                                 | 平成29年3月9日                                                                                                                                                                |
| 〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕                     |                                                                                                                                                                          |
| 社債の総額                                  | 100億円                                                                                                                                                                    |
| 社債の額面金額                                | 1,000万円                                                                                                                                                                  |
| 利率                                     | 本社債には利息を付さない。                                                                                                                                                            |
| 社債の発行日                                 | 平成29年3月28日                                                                                                                                                               |
| 償還の方法及び期日                              | 平成34年3月28日に本社債額面金額の100%で償還する。                                                                                                                                            |
| 募集方法                                   | 主幹事引受会社であるDaiwa Capital Markets Europe Limited の総額個別買取引受による欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、アメリカ合衆国を除く。)における募集。                                                                      |
| 当事業年度末における社債の総額                        | 100億円                                                                                                                                                                    |
| 〔新株予約権の内容〕                             |                                                                                                                                                                          |
| 社債に付された新株予約権の総数                        | 1,000個                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | ・普通株式<br>・新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を転換価額で除した数とする。                                                                                                                        |
| 新株予約権の払込金額                             | 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額           | ・本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。<br>・転換価額 930円                                                                                                       |
| 新株予約権の行使期間                             | 平成29年4月11日から平成34年3月14日まで                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。<br>・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 新株予約権の行使の条件                            | 本新株予約権の一部行使はできないものとする。                                                                                                                                                   |
| 当事業年度末における新株予約権の総数                     | 1,000個                                                                                                                                                                   |

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 地 位               | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                            |
|-------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長           | 福 田 泰 久   | 物流事業担当、(兼)国際事業担当、(兼)ビジネスサポート事業推進本部長、(兼)センコー(株)代表取締役社長、(兼)全国通運(株)代表取締役会長 |
| 取 締 役<br>(常務執行役員) | 川 瀬 由 洋   | IT・人事教育担当、(兼)センコー情報システム(株)代表取締役社長                                       |
| 取 締 役<br>(常務執行役員) | 佐々木 信 郎   | 広報・IR担当、(兼)不動産事業担当、(兼)センコー・ファシリティーズ(株)代表取締役社長                           |
| 取 締 役<br>(常務執行役員) | 白 木 健 一   | ライフサポート事業推進本部長                                                          |
| 取 締 役<br>(常務執行役員) | 上 中 正 敦   | 経営戦略担当、(兼)経営戦略室長、(兼)センコー(株)取締役常務執行役員                                    |
| 取 締 役             | 手 塚 武 興   | 商事事業担当、(兼)センコー商事(株)取締役会長、(兼)丸藤代表取締役社長、(兼)オバタ代表取締役社長                     |
| 取 締 役             | 田 中 健 悟   |                                                                         |
| 取 締 役             | 山 中 一 裕   | 冷凍冷蔵物流事業担当、(兼)ランテック代表取締役社長、(兼)光輝代表取締役社長                                 |
| 取 締 役             | 飴 野 仁 子   | 関西大学商学部教授<br>センコー(株)取締役                                                 |
| 取 締 役             | 杉 浦 康 之   | 三菱商事(株)顧問<br>公益財団法人東洋文庫 専務理事<br>興銀リース(株) 社外取締役                          |
| 常 勤 監 査 役         | 松 原 圭 治   | センコー(株)監査役                                                              |
| 常 勤 監 査 役         | 鷲 田 正 己   | センコー(株)監査役                                                              |
| 常 勤 監 査 役         | 吉 本 惠 一 郎 | センコー(株)監査役                                                              |
| 常 勤 監 査 役         | 安 光 幹 治   | センコー(株)監査役                                                              |

- (注) 1. 取締役飴野仁子及び杉浦康之の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役吉本恵一郎及び安光幹治の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役松原圭治氏は、当社において経理部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役飴野仁子、杉浦康之及び常勤監査役吉本恵一郎の三氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 平成30年4月1日付をもって、取締役の担当及び重要な兼職の状況が変更され、次のとおりとなりました。

| 地 位               | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                 |
|-------------------|---------|-----------------------------------------|
| 取 締 役<br>(常務執行役員) | 川 瀬 由 洋 | IT・教育担当、(兼)センコー情報システム(株)代表取締役社長         |
| 取 締 役<br>(常務執行役員) | 佐々木 信 郎 | 広報・IR担当、(兼)不動産事業担当、(兼)センコー不動産(株)代表取締役社長 |
| 取 締 役<br>(常務執行役員) | 上 中 正 敦 | 経営戦略担当、(兼)センコー(株)取締役常務執行役員              |

(ご参考) 平成30年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                 |
|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 執 行 役 員 | 多 田 政 美 | ビジネスサポート事業推進本部ホテル事業担当、(兼)ホテル事業準備室長、(兼)センコークリエイティブマネジメント(株)代表取締役社長                                       |
| 執 行 役 員 | 瑠 璃 垣 潔 | 総務部長、(兼)(株)クレフィール湖東代表取締役社長                                                                              |
| 執 行 役 員 | 大 野 茂   | ASEANエリア事務所長、(兼)センコー(株)執行役員、(兼)SENKO (THAILAND) Co.,Ltd.代表取締役社長、(兼)SMI-SENKO LOGISTICS PTE., LTD代表取締役社長 |

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 支 給 額             |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(2名) | 98百万円<br>(4百万円)   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 6名<br>(3名)  | 67百万円<br>(32百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 17名<br>(5名) | 165百万円<br>(36百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、株式報酬型ストックオプションの額として年額30百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第90回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また別枠で、平成22年6月29日開催の第93回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションの額として年額7百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、当事業年度中に費用計上した役員賞与引当金及び平成29年5月26日開催の取締役会決議に基づいた株式報酬型ストックオプションの額を含んでおります。
4. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①社外取締役

| 氏 名     | 当期における主な活動内容                                                                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 飴 野 仁 子 | 平成29年度の取締役会に13回中12回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、大学教授という専門の知識と経験に基づいた意見を述べています。             |
| 杉 浦 康 之 | 平成29年6月28日就任以降開催の取締役会10回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、商事・国際分野における豊富な経験や実績に基づいた意見を述べています。 |

- (注) 1. 「取締役及び監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
2. 当社と飴野仁子及び杉浦康之の両氏の間では、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ②社外監査役

| 氏 名       | 当期における主な活動内容                                                                                                                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉 本 恵 一 郎 | 平成29年度の取締役会13回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、平成29年度の監査役会22回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。           |
| 安 光 幹 治   | 平成29年6月28日就任以降開催の取締役会10回全てに出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、企業経営等の豊富な経験に基づいた意見を述べています。また、同日以降開催の監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

大手前監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務の報酬

40百万円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

71百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当社は、会計監査人に対して、「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会では、当該会計監査人が「会社法」・「公認会計士法」等の法令違反による処分を受けた場合、職務上の義務に違反や職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があった場合、及び心身の故障により職務の執行に支障がある場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会では、そのほか会計監査人の監査品質・品質管理・独立性等の評価を行い、会計監査人が監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、不再任といたします。

この解任又は不再任の決定をした場合は、会計監査人の選任及び解任又は不再任に関する議案の内容を決定のうえ取締役会へ提出し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①グループ全体のCSR（企業の社会的責任）経営を推進するために、CSR推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置する。また、グループの安全環境レベルの向上を図るためにグループ安全環境委員会、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。
- ②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルプライン）」を定める。
- ③取締役会は、「取締役会規程」及び「職務権限規程」の定めるところに従い招集し、決議を行う。
- ④監査役は、法令及び監査役会において定める監査方針に従い、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- ⑤監査室（内部監査部門）は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務の執行に係る情報は、「機密管理規程」並びに「情報セキュリティ規程」に基づき、それぞれの職務に従い適切に保存、管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
- ②リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測される部門が協働して、取締役会に報告を行う。
- ③監査室は、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び重要な使用人が適切かつ効率的に職務を執行するために、「取締役会規程」及び「職務権限規程」を定め、権限と責任を明確にする。
- ②会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、会議体を組織し、審議する。

(5)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
グループ会社は経営報告を作成し、グループ会社統括部門、当社監査役等に提出する。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループが直面するリスクに対し、組織的かつ適切な予防及び善後策を講じるために、「リスク管理規程」を定め、各リスクの統括部門は、グループ全体のリスクの低減、発生時の適切な対応等に向けた規則等を制定し、周知する。
- ②グループ会社においてリスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当該リスクを統括する部門及びリスクの発生が予測されるグループ会社が協働して、リスクを統括する委員会に報告を行う。
- ③監査室は、グループ会社の管轄部門と連携して、リスク対策等の状況を検証し、代表取締役及び監査役会へ報告する。

- ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
グループ会社の取締役及び使用人が、適切かつ効率的に職務を執行するために、「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を定め、グループ全体の統一的な管理体制の確立を図る。
- 二 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ①グループ全体のCSR（企業の社会的責任）経営を推進するために、CSR推進委員会を設け、その統括管理の下、各委員会（コンプライアンス、企業倫理、危機管理、環境推進、社会貢献）を設置する。また、グループの安全環境レベルの向上を図るためにグループ安全環境委員会、グループの内部統制活動を継続し高度化を図るために内部統制委員会を設置する。
  - ②グループ全体の企業倫理・法令順守の強化に向けて「センコーグループ企業行動規準」を定め、それを推進するために各委員会を設け、周知徹底、充実を図るとともに、内部通報制度として「内部通報規程（ヘルプライン）」を定める。
  - ③グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり「職務権限規程」及び「職務権限表」並びに「海外現地法人職務権限表」を順守する。
  - ④監査役は、グループ会社の監査役との連携を図り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるような体制を構築する。
  - ⑤監査室は、グループ全体の適切な業務運営体制を確保すべく、グループ会社の管轄部門と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会へ報告する。
- (6)監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査室所属の使用人が監査役会の職務を補助する。
- (7)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査室所属の使用人の人選等については、監査役会の意向を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応する。
- (8)当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく当社の監査役会に報告する。
- i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ii. グループ全体の内部通報制度「ヘルプライン」への通報状況
  - iii. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- (9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
「就業規則」及び「内部通報規程（ヘルプライン）」を定め、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- (10)監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会に出席する他、C S R推進委員会等の重要会議に出席するとともに、毎年1回、取締役、執行役員に対し、ヒアリングを行い、業務執行状況に関する確認書の提出を求める。
- ②監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努める。
- ③監査役会は、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求める。

(12)財務報告の信用性を確保するための体制

「金融商品取引法」及びその他の法令の定めに従い、財務報告の信頼性と適切性を確保するため、財務諸表に係る内部統制システムを構築する。また、その仕組みが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

(13)反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的な勢力・団体と関係を持たず、不当な要求に屈しないことを「センコーグループ企業行動規準」に定めるとともに、不当な要求に対してはグループ全体で毅然とした対応をとる。

## 7. 内部統制システムの運用状況の概要

### (1)コンプライアンス

「センコーグループ企業行動規準」を定め、周知徹底を図っております。

各種委員会を設け、CSR(企業の社会的責任)経営の推進を図っております。

内部通報制度として社内相談窓口及び社外の弁護士を相談窓口とする「ヘルプライン」を設け、周知し、運用しております。

### (2)取締役の職務執行

「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「職務権限表」で定められた権限・責任及び意思調整(決定)プロセスに従い、取締役会・取締役による決裁が行われており、取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われる体制が確保されております。

取締役会では経営に関する重要事項を審議し、合理性・妥当性の判断をしている他、重要事項の報告及び監督を行っております。

「職務権限規程」及び「職務権限表」の定めに応じ、取締役会の他、各会議体により、多面的かつ慎重な審議がなされております。

### (3)監査役の職務執行及び内部監査

監査役は取締役会の他、CSR推進委員会等の重要な協議の場に出席し、取締役の職務執行、内部統制の整備・運用状況を確認しております。

また、代表取締役との意見交換並びに取締役及び執行役員に対して業務執行状況の確認をすることにより、監査の実効性を高めております。

監査役及び内部監査部門は年間の監査計画に基づいて当社及びグループ会社に対して監査を実施しております。

### (4)リスク管理体制

将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスク毎に管轄部署を定め、管理しております。

緊急事態が発生した場合は、関連部署及び現場が協働して、人命優先、物的損害(経営損失)の軽減、業務の早期再開、社会的信用の維持、地域社会への支援と貢献の観点からの対応策を実施する体制を敷いております。

### (5)グループ会社管理

グループ会社は月次経営報告をグループ会社統括部門と監査役へ提出するとともに、職務執行状況を報告しております。

グループ会社の取締役及び使用人は、職務の執行にあたり、「職務権限規程」、「職務権限表」及び「海外現地法人職務権限表」に定められた権限・責任に従うとともに、重要事項については意思調整(決定)プロセスに担当部門が関与することにより、適切な職務遂行がなされる体制としております。

### (6)財務報告の信用性確保

財務報告の信頼性と適切性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、内部統制委員会において整備評価と運用評価を行うことで、その体制が適正に機能しているかを検証しております。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部              |                |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>117,127</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>106,049</b> |
| 現金及び預金                 | 24,995         | 支払手形及び営業未払金          | 37,418         |
| 受取手形及び営業未収入金           | 70,526         | 電子記録債務               | 7,189          |
| たな卸資産                  | 8,181          | 1年内償還予定の社債           | 48             |
| 繰延税金資産                 | 2,979          | 短期借入金                | 29,351         |
| その他                    | 10,460         | リース債務                | 3,073          |
| 貸倒引当金                  | △16            | 未払法人税等               | 4,509          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>217,232</b> | 賞与引当金                | 4,625          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>160,071</b> | 役員賞与引当金              | 197            |
| 建物及び構築物                | 55,045         | その他                  | 19,635         |
| 機械装置及び運搬具              | 20,506         | <b>固 定 負 債</b>       | <b>110,311</b> |
| 工具、器具及び備品              | 1,539          | 社債                   | 17,168         |
| 土地                     | 59,613         | 転換社債型新株予約権付社債        | 10,039         |
| リース資産                  | 6,916          | 長期借入金                | 63,232         |
| 建設仮勘定                  | 16,449         | リース債務                | 7,342          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>10,747</b>  | 役員退職慰労引当金            | 159            |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>46,413</b>  | 特別修繕引当金              | 82             |
| 投資有価証券                 | 22,642         | 退職給付に係る負債            | 6,901          |
| 長期貸付金                  | 3,709          | 資産除去債                | 819            |
| 退職給付に係る資産              | 3,658          | その他                  | 4,564          |
| 差入保証金                  | 12,118         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>216,360</b> |
| 繰延税金資産                 | 1,783          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| その他                    | 3,718          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>110,637</b> |
| 貸倒引当金                  | △1,216         | 資本金                  | 26,528         |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>57</b>      | 資本剰余金                | 29,730         |
| 開業費                    | 57             | 利益剰余金                | 54,968         |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>334,417</b> | 自己株式                 | △590           |
|                        |                | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>2,005</b>   |
|                        |                | その他有価証券評価差額金         | 1,775          |
|                        |                | 繰延ヘッジ損益              | △61            |
|                        |                | 為替換算調整勘定             | 334            |
|                        |                | 退職給付に係る調整累計額         | △42            |
|                        |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>373</b>     |
|                        |                | 非支配株主持分              | 5,040          |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>118,056</b> |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>334,417</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金     | 額       |
|-------------------------------|-------|---------|
| 営 業 収 益                       |       | 492,127 |
| 営 業 原 価                       |       | 440,671 |
| 営 業 総 利 益                     |       | 51,456  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 34,369  |
| 営 業 外 収 益                     |       | 17,087  |
| 受 取 利 息                       | 101   |         |
| 受 取 配 当 金                     | 136   |         |
| 受 持 分 法 に よ る 投 資 利 益         | 342   |         |
| 受 取 地 代 賃 入                   | 264   |         |
|                               | 1,086 | 1,931   |
| 営 業 外 費 用                     |       |         |
| 支 払 利 息                       | 976   |         |
| 支 払 支 出                       | 725   | 1,701   |
| 特 別 常 利 益                     |       | 17,316  |
| 補 助 金 収 入                     | 638   |         |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 444   |         |
| 受 取 資 産 延 延 損 害 金             | 157   |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 66    | 1,307   |
| 特 別 損 失                       |       |         |
| 固 定 資 産 圧 縮 損                 | 651   |         |
| 事 業 所 撤 退 損                   | 310   |         |
| 子 会 社 清 算 損                   | 204   |         |
| 事 業 撤 退 損                     | 169   |         |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 126   |         |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損           | 56    |         |
| 店 舗 閉 鎖 費 用                   | 53    |         |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 43    |         |
| 1 0 0 周 年 記 念 事 業 費           | 39    |         |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 30    | 1,688   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 16,936  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       |       | 5,778   |
| 法 人 税 等 調 整 額                 |       | △8      |
| 当 期 純 利 益                     |       | 11,167  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 1,663   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 9,503   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年 4月 1日から)  
(平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

|                              | 株 主 資 本 |        |        |      |         |
|------------------------------|---------|--------|--------|------|---------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計  |
| 当連結会計年度期首残高                  | 26,528  | 25,411 | 48,654 | △657 | 99,937  |
| 当連結会計年度変動額                   |         |        |        |      |         |
| 剰余金の配当                       |         |        | △3,354 |      | △3,354  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |        | 9,503  |      | 9,503   |
| 自己株式の取得                      |         |        |        | △455 | △455    |
| 自己株式の処分                      |         | △13    |        | 522  | 509     |
| 連結範囲の変動                      |         |        | 165    |      | 165     |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動     |         | 4,332  |        |      | 4,332   |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) |         |        |        |      | -       |
| 当連結会計年度変動額合計                 | -       | 4,319  | 6,314  | 67   | 10,700  |
| 当連結会計年度末残高                   | 26,528  | 29,730 | 54,968 | △590 | 110,637 |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                    |                  |                   | 新株予約権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合 |
|------------------------------|-----------------------|--------------|--------------------|------------------|-------------------|-------|---------------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |               |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 1,391                 | 1            | 250                | △1,293           | 350               | 396   | 13,406        | 114,090   |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |              |                    |                  |                   |       |               |           |
| 剰余金の配当                       |                       |              |                    |                  | -                 |       |               | △3,354    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |              |                    |                  | -                 |       |               | 9,503     |
| 自己株式の取得                      |                       |              |                    |                  | -                 |       |               | △455      |
| 自己株式の処分                      |                       |              |                    |                  | -                 |       |               | 509       |
| 連結範囲の変動                      |                       |              |                    |                  | -                 |       |               | 165       |
| 非支配株主との取引に係る<br>親会社の持分変動     |                       |              |                    |                  | -                 |       |               | 4,332     |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) | 383                   | △63          | 83                 | 1,250            | 1,654             | △22   | △8,366        | △6,734    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 383                   | △63          | 83                 | 1,250            | 1,654             | △22   | △8,366        | 3,966     |
| 当連結会計年度末残高                   | 1,775                 | △61          | 334                | △42              | 2,005             | 373   | 5,040         | 118,056   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金     | 額     |
|--------------|-------|-------|
| 営業収益         | 4,553 |       |
| 営業収入         | 1,568 | 6,121 |
| 関係会社受取配当金    |       | 1,790 |
| 営業原価         |       | 4,331 |
| 営業総利益        |       | 3,161 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 1,169 |
| 営業利益         |       |       |
| 営業外収益        |       |       |
| 受取利息         | 627   |       |
| 受取配当金        | 79    |       |
| 雑収入          | 46    | 754   |
| 営業外費用        |       |       |
| 支払利息         | 757   |       |
| 雑支           | 142   | 899   |
| 特別利益         |       | 1,024 |
| 匿名組合清算益      | 602   | 602   |
| 特別損失         |       |       |
| 事業撤退損        | 169   |       |
| 子会社株式評価損     | 106   |       |
| 関係会社出資金評価損   | 56    |       |
| 固定資産除却損      | 52    |       |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 43    |       |
| 100周年記念事業費   | 39    | 468   |
| 税引前当期純利益     |       | 1,158 |
| 法人税、住民税及び事業税 |       | △20   |
| 法人税等調整額      |       | 71    |
| 当期純利益        |       | 1,107 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年 4月 1日から  
平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |                 |             |                   |                 |           |               |        |        |             |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|-------------------|-----------------|-----------|---------------|--------|--------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |             | 利 益 剰 余 金         |                 |           |               |        |        | 利 益 剰 余 金 計 |
|                             |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 準 備 金         | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |               |        |        |             |
|                             |         |           |                 |             | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 特 別 償 却 積 立 金   | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |        |        |             |
| 当期首残高                       | 26,528  | 24,619    | 724             | 25,344      | 1,505             | 1,158           | 38        | 18,017        | 5,966  | 26,687 |             |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                 |             |                   |                 |           |               |        |        |             |
| 会社分割による減少                   |         |           |                 | －           |                   | △1,158          | △38       |               | 1,197  | －      |             |
| 別途積立金の積立                    |         |           |                 | －           |                   |                 |           | 900           | △900   | －      |             |
| 剰余金の配当                      |         |           |                 | －           |                   |                 |           |               | △3,354 | △3,354 |             |
| 当期純利益                       |         |           |                 | －           |                   |                 |           |               | 1,107  | 1,107  |             |
| 自己株式の取得                     |         |           |                 | －           |                   |                 |           |               |        | －      |             |
| 自己株式の処分                     |         |           |                 | △13         | △13               |                 |           |               |        | －      |             |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |                 | －           |                   |                 |           |               |        | －      |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －         | △13             | △13         | －                 | △1,158          | △38       | 900           | △1,949 | △2,247 |             |
| 当期末残高                       | 26,528  | 24,619    | 711             | 25,331      | 1,505             | －               | －         | 18,917        | 4,017  | 24,440 |             |

|                             | 株 主 資 本 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |               |                     | 新 株 予 約 権 | 純 合 資 産 計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------------------|---------------|---------------------|-----------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ハ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |           |
| 当期首残高                       | △657    | 77,903    | 867                     | 1             | 869                 | 396       | 79,169    |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |                         |               |                     |           |           |
| 会社分割による減少                   |         | －         |                         |               | －                   |           | －         |
| 別途積立金の積立                    |         | －         |                         |               | －                   |           | －         |
| 剰余金の配当                      |         | △3,354    |                         |               | －                   |           | △3,354    |
| 当期純利益                       |         | 1,107     |                         |               | －                   |           | 1,107     |
| 自己株式の取得                     | △455    | △455      |                         |               | －                   |           | △455      |
| 自己株式の処分                     | 522     | 509       |                         |               | －                   |           | 509       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         | －         | 300                     | △1            | 298                 | △22       | 275       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 67      | △2,193    | 300                     | △1            | 298                 | △22       | △1,917    |
| 当期末残高                       | △590    | 75,710    | 1,167                   | －             | 1,167               | 373       | 77,251    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

センコーグループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

大手前監査法人

指定社員 公認会計士 大橋 博 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 枘 矢 晋 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 裕 之 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、センコーグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

センコーグループホールディングス株式会社  
取締役会御中

大手前監査法人

指定社員 公認会計士 大橋 博 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 栞 矢 晋 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 裕 之 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、センコーグループホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
 会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
 会計監査人大手前監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月24日

センコーグループホールディングス株式会社 監査役会

|                  |   |   |   |    |   |
|------------------|---|---|---|----|---|
| 常勤監査役            | 松 | 原 | 圭 | 治  | Ⓔ |
| 常勤監査役            | 鷺 | 田 | 正 | 己  | Ⓔ |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 吉 | 本 | 恵 | 一郎 | Ⓔ |
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 安 | 光 | 幹 | 治  | Ⓔ |

以上



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の事業の拡大・多様化に備えるため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を管理することを目的とする。</p> <p>(1)<br/>～ (省略)<br/>(35) (新設)<br/><br/>(新設)<br/><u>(36)</u> (省略)</p> <p>2 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。</p> | <p>(目的)<br/>第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を管理することを目的とする。</p> <p>(1)<br/>～ (現行どおり)<br/>(35)<br/><u>(36) 介護事業ならびに高齢者向け施設運営事業</u><br/><u>(37) 農産物の生産、加工および販売</u><br/><u>(38)</u> (現行どおり)</p> <p>2 当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。</p> |

### 第3号議案 業績連動型株式報酬制度における株式報酬等の額及び内容改定の件

2017年6月28日開催の第100回定時株主総会（以下「前株主総会」といいます。）において、当社及び当社の主要グループ子会社（以下「対象子会社」といい、当社及び対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の取締役（社外取締役及び国内非居住者（以下「非居住者」といいます。）を除きます。当社の取締役及び対象子会社の取締役を併せて、以下「対象取締役」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただきましたが、今般、当社グループの中長期的な業績向上及びより一層の企業価値向上に資する制度とすべく、主要グループ子会社の取締役に対する業績連動型株式報酬の増額及び対象となる子会社を追加すること（以下「本改定」といいます。）につきご承認をお願いしたいと存じます。

#### 1. 現行の業績連動型株式報酬制度の報酬等の額・内容等

##### (1) 現行の本制度の概要

本制度は、各対象会社が拠出する金員を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績達成度等に応じて対象取締役に当社株式等の交付等がなされる業績連動型株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。

##### (2) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象としております。当初の対象期間は、2018年3月末日で終了する事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本(2)第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度を対象とします。

当社は、当社の取締役への報酬として拠出する金員と対象子会社が対象子会社の取締役への報酬として拠出する金員を併せて対象期間ごとに合計180百万円（うち70百万円は当社分）を上限として拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」といいます。）を設定（下記の信託期間の延長を含みます。以下同じ。）しております。なお、当初の対象期間については株式市場から取得しております。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式）から取得します。各対象会社は、信託期間中、対象取締役に對するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、信託期間の満了時において、新たな信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の各3事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、対象子会社は、それぞれの株主総会決議で承認を受けた範囲内で金員を当社に新たに拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金員に、180百万円の範囲内で、追加拠出した金員と併せて追加信託を行い、各対象会社は、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に對するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。以下「残存株式」といいます。）及び金銭（以下、残存株式と併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は180百万円の範囲内とし、残存株式と本信託が追加取得する株式数の合計は414,000株の範囲内とします。

### (3) 対象取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

対象取締役には、信託期間中の毎年8月1日に、役位及び業績目標の達成度等に応じて、一定のポイント（以下「付与ポイント」といいます。）が付与されます。そのうえで、原則として、対象期間終了直後の8月1日時点におけるポイントの累積（以下「累積ポイント」といいます。）に基づき、1ポイントにつき1株の当社株式等の交付等が行われます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

※ 業績連動指標は、当社連結経常利益及びR O Eとし、業績目標値に対する達成度等に基づき、0～100%の範囲内で決定します。

対象取締役に付与される1年当たりのポイントの総数は138,000ポイント（うち、当社取締役に付与される1年当たりのポイントの総数は54,000ポイント）を上限としております。また、対象期間において、対象取締役に交付される当社株式の数（換価処分金相当額が給付される当社株式の数を含みます。）は、対象取締役に付与される1年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（414,000株）を上限とします。

### (4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役に對し、対象期間終了直後の9月（初回は2020年9月）頃に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等について本信託から交付等が行われます。

このとき、当該対象取締役は、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切上げ）の交付を信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

なお、信託期間中に対象取締役が退任（自己都合により退任する場合又は正当な解任理由に基づき解任される場合を除きます。）した場合、当該対象取締役の退任時までの累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切上げ）の交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

当該対象取締役が対象期間中に非居住者となることが決まった場合は、その時点における累積ポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に対象取締役が死亡した場合は、累積ポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価した上で、当該対象取締役の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

### (5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

### (6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において決定します。

## 2. 本制度の見直し

### (1) 本改定の内容

本議案は、上記1.(2)及び(3)においてご承認いただいております本信託に拠出される信託金の上限及び本信託から交付がなされる当社株式の上限数について下記のとおり改定することについてのご承認をお願いするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

|     |                      | 3事業年度あたりに本信託に拠出する信託金の合計<br>上限金額 | 3事業年度あたりに本信託より交付等が行われる<br>当社株式総数の上限 | 年間付与ポイント数の上限       |
|-----|----------------------|---------------------------------|-------------------------------------|--------------------|
| 改定前 | 当社                   | 70.0百万円                         | 162,000株                            | 54,000ポイント         |
|     | 対象となる子会社(15社)<br>の合計 | <u>110.0百万円</u>                 | <u>252,000株</u>                     | <u>84,000ポイント</u>  |
|     | 合計                   | <u>180.0百万円</u>                 | <u>414,000株</u>                     | <u>138,000ポイント</u> |

|     |                                      |                 |                 |                    |
|-----|--------------------------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 改定後 | 当社                                   | 70.0百万円         | 162,000株        | 54,000ポイント         |
|     | 対象となる子会社(84社)<br>(改定前の15社を含む)の<br>合計 | <u>327.9百万円</u> | <u>753,000株</u> | <u>251,000ポイント</u> |
|     | 合計                                   | <u>397.9百万円</u> | <u>915,000株</u> | <u>305,000ポイント</u> |

本改定は、当社グループの中長期的な業績の向上及びより一層の企業価値向上に資する制度とすることを目的としており、相当であると考えております。

なお、本改定はグループ子会社の取締役に対する報酬の変更であり、当社自体の取締役に対する報酬額等は従来と変更ございません。

### (2) 本信託による当社株式の追加取得方法

本改定に伴う本信託による当社株式の追加取得は、上記(1)による改定後の信託金の合計上限額及び交付株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しており株式の希薄化は生じません。

なお、前株主総会で承認決議を得た信託金の上限額と本株主総会で承認決議を得る信託金の上限額の差分は217.9百万円です。

以上

## 第4号議案 当社グループ役員に対し株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社は、「会社法」第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の執行役員及び常務理事(以下、当社グループ役員)に対して、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認を求めます。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、当社グループ役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、当社グループ役員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式84,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勸案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

#### (2) 新株予約権の総数

84個を上限とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。

但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

#### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。

#### (4) 新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月3日から平成60年6月30日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

#### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、当社及び当社連結子会社の取締役、監査役、執行役員、常務理事、相談役及び顧問等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記(4)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人（新株予約権者の配偶者、子、1親等の直系尊属に限る。）は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。
- ③その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書にて定めるものとする。
- (7) 新株予約権の取得の条項
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ①合併（当社が消滅する場合に限る。）  
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ②吸収分割  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③新設分割  
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換  
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転  
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上

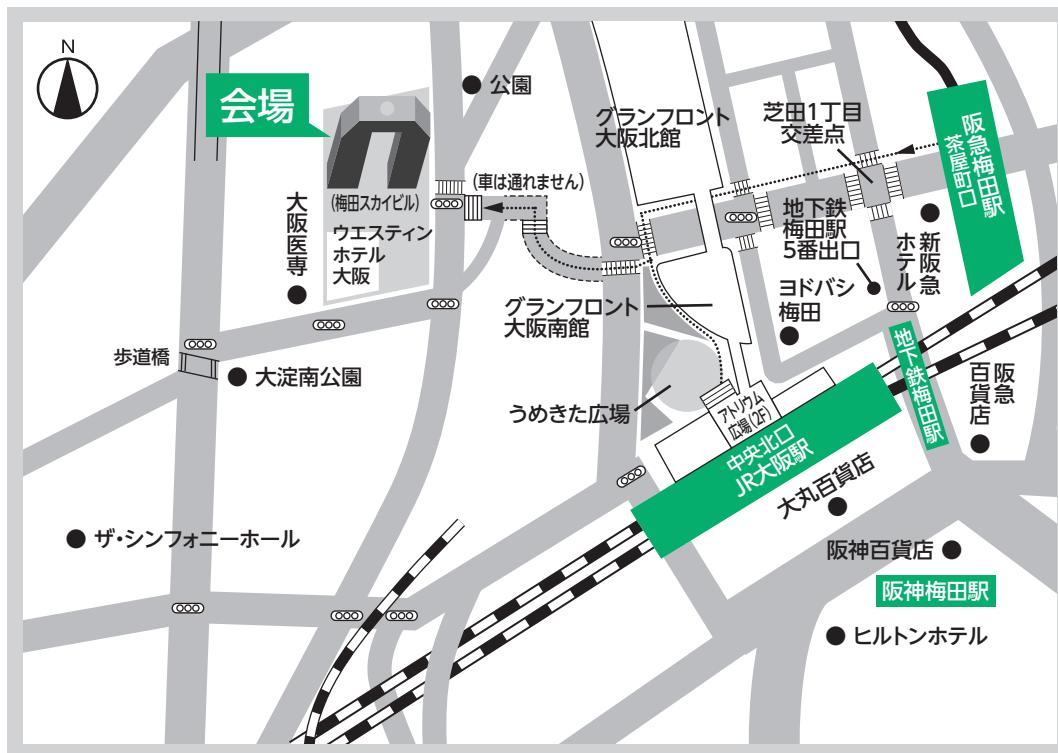
MEMO

# 会場ご案内

本定時株主総会の会場は、下記のとおりでございます

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

## 梅田スカイビル タワーウエスト3階 ステラホール



### 交通機関のご案内

- 【JR大阪駅】 中央北口より 徒歩15分
- 【阪急梅田駅】 茶屋町口より 徒歩15分
- 【地下鉄御堂筋線梅田駅】 5番出口より 徒歩15分